

別紙9 償還差益の所得税徴収高計算書の様式及び記載要領

(第1片)

国税 収納金 資金 (納付書)		償還差益の所得税徴収高計算書										(記入例) ¥1234567890 ←	
令和 年度	32379	税務署名	税務署番号	税務署使用欄	整理番号								
区分		償還差益の額	税額										
新規発行の割引債		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										
繰上償還等による還付税額				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
非課税法人等に対する還付税額													
租税条約等実施特例法による還付税額 (外国居住者等所得相互免除法による還付税額を含む。)													
納期等の区分													
令和 年 月													
支払分源泉所得税 及び復興特別所得税													
本 税													
延滞税													
合計額													
◎ 合計額の金額頭部には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。													
○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。													
あて先													
左記の合計額を領収しました。													
国庫金		所在地	(電話番号)	-	-								
徴収義務者		名称									様(御中)		
摘要													

数字は記入例を見て黒のボールペンで力を入れて記載してください。

枠からはみださないよう記載してください。

内訳  
証券受領  
証券番号  
振出人  
(領収年月日及び領収者名)

(第2片)

国税 収納金 資金  
整理

32379

令和 年度  
□ □

税務署名  
税務署

番号

税務署番号  
税務署

税務署使用欄  
□ □ □

整理番号  
□ □ □ □ □ □

領 取 控

納期等の区分

令和 年 月  
□ □ □

支払分源泉所得税  
及び復興特別所得税

国庫金

所在地 (電話番号 - - )  
徴収義務者  
名称  
様(御中)

本 税	□ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □
延滞税	□ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □
合計額	□ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □ , □ □ □

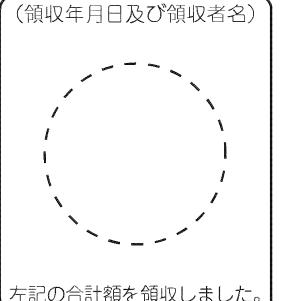
証券受領  
内証券受領  
部 部  
日 使用 銀欄

内証券受領 円  
証券番号  
振出人

(領収年月日及び領収者名)

左記の合計額を領収しました。

(第3片)

国税 収納金 資金		償還差益の 所得税徴収高計算書(写)										償 領 収 証 書														
令和 年度		税務署名					税務署番号					税務署使用欄					整理番号									
32379		000					110																			
区 分		償還差益の額										税額														
新規発行の割引債		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
繰上償還等による還付税額												▲														
非課税法人等に対する還付税額												▲														
租税条約等実施特例法による還付税額 (外国居住者等所得相互免除法による還付税額を含む。)												▲														
本 税																										
延滞税																										
合計額																										
所在地 徴収義務者 名称 摘要	(電話番号	-	-	)	◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。																					
国庫金	証券受領  内証券																									自用欄 
(領収年月日及び領収者名)  左記の合計額を領収しました。																										

### (第3片裏面)

#### 記載のしかた

この納付書は、租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（以下「割引債」といいます。）の償還差益について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を納付するときに使用してください。（納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。）

「年度」、「税務署名」、「整理番号」、「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れのないよう注意してください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           その月において租税特別措置法第41条の12第5項、第6項の規定により還付した税額を記載してください。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           その月において租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」といいます。）第3条の3第1項又は第2項の規定により還付した税額（外国居住者等所得相互免除法第18条第1項又は第2項の規定により還付した税額を含みます。）を記載してください。         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           年 度 会計年度（毎年4月1日～翌年3月31日）を記載してください。（税務署番号の記載は必要ありません。）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           税 务 署 名 所轄の税務署名を記載してください。（税務署番号の記載は必要ありません。）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>【 債還差益の額 】</b> その月において発行した割引債の券面金額から発行価格を控除した金額の合計額を記載してください。         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>整理番号</b> 貴社の整理番号を間違えないように記載してください。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>納期等の区分</b> 割引債の発行日の属する年月を記載してください。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>【本税】「税額」の項の計を計算して記載します。</b> 税額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>合 計 額</b> 金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。         </div>

#### 納付について

- 税金は、発行日の属する月の翌月10日までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 納期限までに納付されない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。
- この納付書は、3枚1組の複数式になっていますから、切り離さずに納付場所に提出してください。
- 租税特別措置法第41条の12第5項及び第6項、租税条約等実施特例法第3条の3第1項及び第2項並びに外国居住者等所得相互免除法第18条第1項及び第2項の規定により還付した税額を新規発行の割引債の納付税額から控除したことにより、納付する税額がないこととなる場合であっても、所得税徴収高計算書（領収済通知書）は所轄の税務署に直接提出又は送付してください。

**【摘要】** 租税特別措置法第41条の12第5項及び第6項、租税条約等実施特例法第3条の3第1項及び第2項並びに外国居住者等所得相互免除法第18条第1項及び第2項の規定により還付した税額のうち新規発行の割引債の納付税額から控除できなかった税額を、所得税法第181条又は第212条の規定により納付すべき金額から控除する場合には、利子等又は配当等に係る同法第181条又は第212条の規定により納付すべき税額の別に、それぞれ、その控除する税額を「摘要」欄に記載してください。

- 記載事項についてお分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。